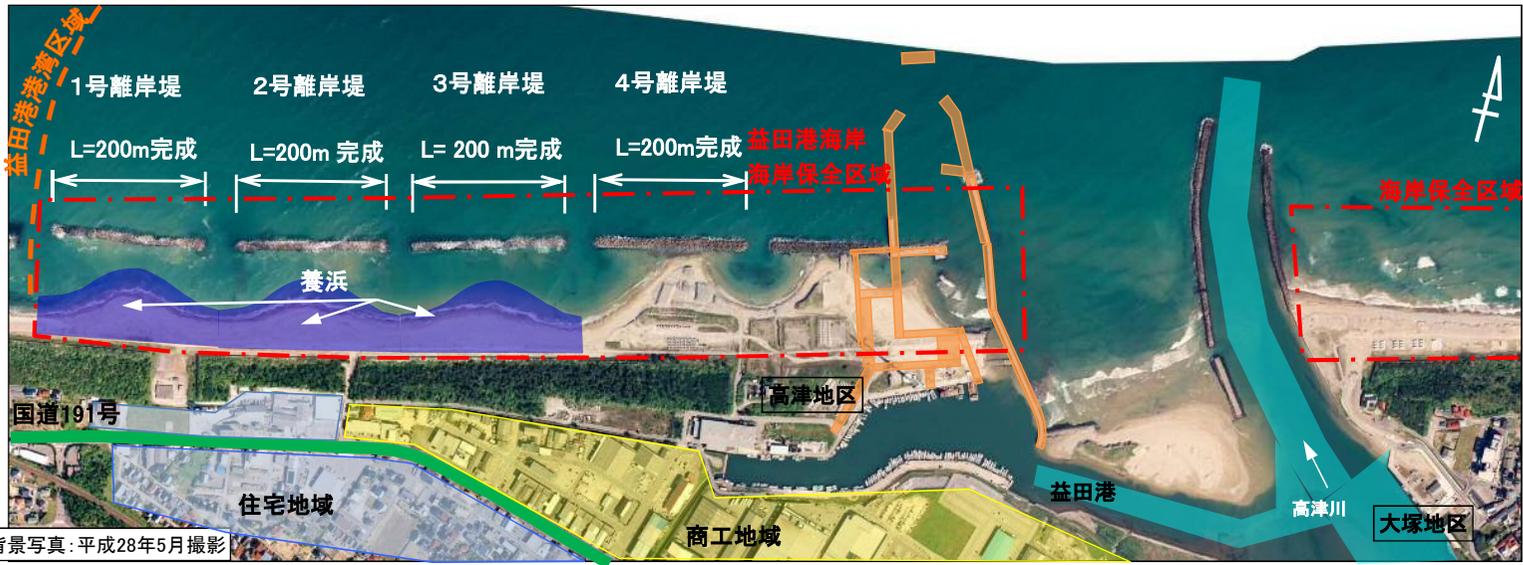


島根県公共事業再評価 対応方針（案）

作成日 平成29年6月

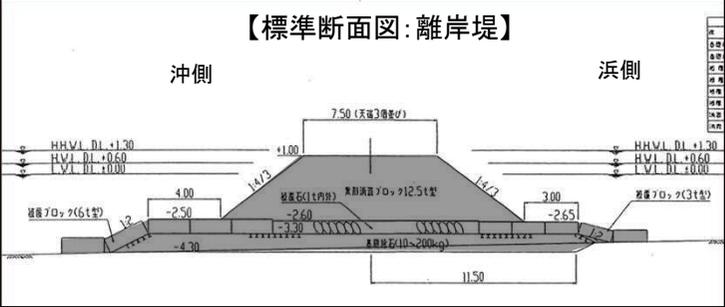
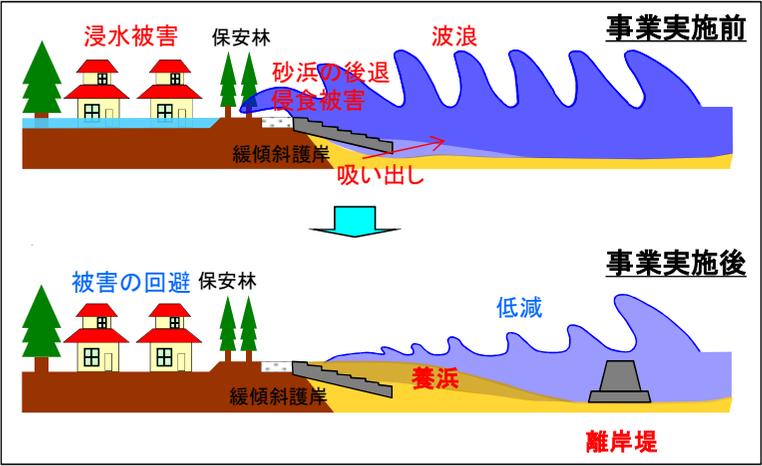
番号	事業概要・事業主体等	事業の進捗状況	事業採択時の状況及び社会情勢の変化等	事業効果	環境への配慮 事業を中止した場合の影響	今後の県の方針案
	(事業概要) (事業主体の根拠)	(事業採択・着手・完了予定年度、 経過年数) (進捗状況と今後の見込み)	(事業導入の経緯・目的) (事業を取り巻く社会情勢) (事業に対する地元情勢・計画の熟 度)	(費用対効果) (コスト削減・代替案等) (その他の効果)	(生活環境・自然環境への影響) (事業を中止した場合の影響)	(継続・中止)
7	(事業名・地区) 益田港 海岸保全施 設整備事業（侵食対 策）  (事業位置) 益田市高津町  (事業費) 3,136,600 千円  (事業概要) 〈高津地区〉 離岸堤 4×200m 護岸（養浜） 138,000m <sup>3</sup>  (事業主体の根拠) 海岸法第5条  (再評価区分) 再評価実施後5年を 経過している継続中 の事業  (担当部課名) 土木部港湾空港課	(事業採択・着手・完了予定年度、 経過年数) 事業採択年度：H5年度 工事着手年度：H5年度 完了予定年度：H34年度 経過年数：25年  (進捗状況と今後の見込み) ・進捗状況（H29年度末実績） 進捗率 97%  施工中 〈高津地区〉 護岸（養浜）  ・今後の見込み 養浜を引き続き行っていく ことで、安定した砂浜を形成 し、離岸堤開口部からの波浪 による侵食被害を低減し、海 岸線背後に生活する住民の生 命・財産、公共施設を防護し ていく。	(事業導入の経緯・目的) 益田港海岸は、「三里ヶ浜」 のほぼ中央に位置し、白砂青 松の美しい海岸線を有してい た。 しかし、昭和50年代頃より 砂浜の侵食が始まり、平成3 年には大規模に被災した。こ れを契機に、平成5年度から 国土の保全と住民の財産保護 を目的とした海岸保全事業に 着手した。  (社会情勢の変化) 特記事項なし  (事業に対する地元情勢・計 画の熟度) 過去に失われた砂浜の復元 は、事業採択時点から変わら ず地元の悲願である。 当海岸では緩傾斜護岸の災 害が度々発生しており、対策 の早期実施が望まれている。 また、離岸堤については、 既に完成したが、その効果発 現のため養浜事業の継続が必 要となっている。	(費用対効果) B/C=3.62  (コスト削減・代替案等) 河川や港湾航路及び泊地 の浚渫土砂を養浜材として 有効利用する。  (その他の効果) かつての美しい白砂青松 の砂浜が復元される。 浜辺への利用客が見込ま れる。	(生活環境・自然環境への影響) 本事業は過去に消失した砂浜を 復元して民生の安定を図ると共に、 防砂・防風林を再生する林野庁所管 の地山事業と連携して白砂青松の 美しい海岸線を復元することを目 的としている。  (事業を中止した場合の影響) 離岸堤の有無により、侵食傾向に 差が生じている。国土が痩せたとこ ろへ冬季波浪等で災害が発生すれ ば、国道191号線、沿岸家屋など 住民の財産、事業所などが危険にさ らされることとなる。	(方針案) 継続  (継続の理由) 事業の継続により 国土を保全し住民の 財産を保護するこ とは、海岸管理者（行 政）の責務である。 このため整備の必要 性は高く、効果も認 められる。

# 益田港海岸保全施設整備事業(侵食対策) 計画図



背景写真:平成28年5月撮影

**【事業の概要】**  
 海岸保全施設整備事業(侵食対策)とは・・・  
 ・海岸保全施設を整備し、国土の保全、また、海岸線背後に生活する住民の生命・財産、公共施設を波浪による侵食から防護します。  
 ・施設整備により、かつての砂浜がよみがえることで、浜辺での利用者が見込まれます。



※離岸堤(りがんてい)・・・波の力を弱め、海岸侵食を防護します。また、砂が漂う量を抑えることにより、砂浜を維持し、回復させる効果が期待できます。  
 ※養 浜(ようひん)・・・海岸に砂を人工的に供給し、海浜を造成することを言います。海浜には波浪によるうちあげ高の低減、護岸の洗掘防止、海水浄化機能などが期待されます。